

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給等業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給業務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定(改定)等審査や、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行う。 申請・届出方法に関し、通常の提出方法に加え、電子申請(マイナポータルアプリ)からも受付可能とし、入手した情報を管理する。結果通知等については、郵送で提供する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供 ③公金受取口座を活用した給付の実施
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名、電子申請機能(マイナポータルぴたりサービス)、奈良県電子自治体共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項、第108条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを入力する作業は通常の事務ではほとんどないが、入力する必要がある場合は、申請者からマイナンバーの提供を受けたうえで入力を行い、複数人での確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。 ・執務室等で利用する端末へのログインパスワードは定期的に変更が必要な仕様となっている。 などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・既存リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月19日	I-1-②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	事前	個人番号を連携利用するシステムの追加であるため、事前
平成30年2月19日	I-1-③システムの名称	児童手当システム	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名、奈良県電子自治体共同運営システム	事後	内容の見直しによる追記
平成30年2月19日	I-2特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	内容の見直しによる追記
平成30年2月19日	I-3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 56号 「児童手当法による児童手当又は特例給付（同）」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） 番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	内容の見直しによる追記
平成30年2月19日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 74号・75号	番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	内容の見直しによる追記
平成30年2月19日	I-5-②所属長	福祉課長	福祉課長 今田 良弘	事後	内容の見直しによる追記
平成30年2月19日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	内容の見直しによる記載変更
平成30年2月19日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	平群町 総務防災課	福祉課	事後	内容見直しによる変更
平成30年2月19日	II-1いつの時点の点数か	平成26年10月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	内容見直しによる変更
平成30年2月19日	II-2いつの時点の点数か	平成26年10月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	内容見直しによる変更
平成31年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 今田 良弘	福祉課長	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	II-1いつの時点の点数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	II-2いつの時点の点数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和2年4月1日	I-5-①部署	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和2年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長	福祉こども課長	事前	課名変更
令和2年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和3年6月14日	I-1-②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	事前	内容見直しによる変更
令和3年12月27日	I-1-②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理	事後	内容見直しによる変更
令和3年12月27日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） 番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） 番号法第19条第8号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	内容の見直しによる追記
令和3年12月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	番号法第19条第8号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	内容見直しによる変更
令和3年12月27日	II-1いつの時点の点数か	平成30年1月31日時点	令和3年12月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和3年12月27日	II-2いつの時点の点数か	平成30年1月31日時点	令和3年12月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和4年10月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	③公金受取口座を活用した給付の実施	事前	公金受取口座情報取得に係る対応のため
令和4年10月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	なし	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	事前	公金受取口座情報取得に係る対応のため
令和6年4月1日	I-5-①部署	福祉こども課	こども支援課	事後	課名変更
令和6年4月1日	I-5-②所属長	福祉こども課長	こども支援課長	事後	課名変更
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉こども課	こども支援課	事後	課名変更
令和7年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要名称	児童手当の支給等業務	児童手当の支給業務	事後	内容の見直しによる変更
令和7年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給並びに子育て世帯への臨時特別給付を行う。 申請・届出方法に関し、通常の提出方法に加え、電子申請（奈良県電子自治体共同運営システム）からも受付可能とし、入手した情報を管理する。結果通知等については、郵送で提供する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供 ③公金受取口座を活用した給付の実施	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定（改定）等審査や、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行う。 申請・届出方法に関し、通常の提出方法に加え、電子申請（マイナポータルアプリ）からも受付可能とし、入手した情報を管理する。結果通知等については、郵送で提供する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供 ③公金受取口座を活用した給付の実施	事後	内容の見直しによる変更
令和7年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名、奈良県電子自治体共同運営システム	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名、電子申請機能（マイナポータルびったりサービス）、奈良県電子自治体共同運営システム	事後	内容の見直しによる変更
令和7年2月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 番号法第9条第1項別表第一の100の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示）3号、4号 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・別表第二省令第40条	番号法第9条第1項別表第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村町」の項のうち、第二欄（事務）が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項（74、75の項）	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項、第108条	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月3日	II しいい値判断項目 いつ時点での計算か	令和3年12月1日	令和7年1月15日	事後	
令和7年2月3日	IV リスク対策 8.入手を介在させる作業	—	項目追加	事後	様式変更
令和7年2月3日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	様式変更